



島根県観光キャラクター
「しまねっこ」
島觀連許諾第5158号

個人住民税 特別徴収実施のご案内

■個人住民税（個人市町村民税と個人県民税）の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業者（給与支払者）が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、納入していただく制度です。

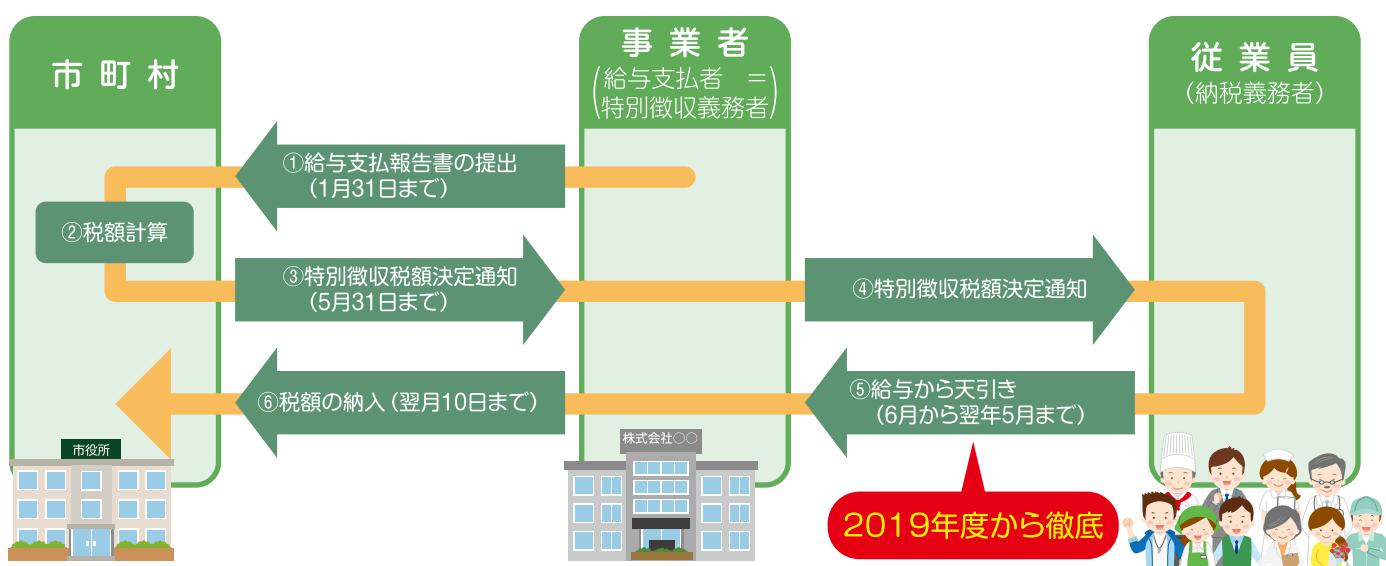
所得税は源泉徴収されているけれど個人住民税はされていない、ということはありませんか？

■地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者の方には、原則としてすべて特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになります。

島根県内の全ての市町村では、2019年度に、個人住民税の特別徴収をまだ実施されていない又は一部未実施の事業者の方に特別徴収義務者の指定の連絡を行います。

これにより、皆様の個人住民税が毎月の給与から徴収されることとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

特別徴収による納税の流れ



個人住民税の特別徴収 Q&A



Q
1

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないといけないのですか。

A
1

地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。（地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。）

Q
2

これをしてることで何かメリットはあるのですか。

A
2

事業者の方については、個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額を計算したり年末調整をする手間はかかりません。

税額の計算は給与支払報告書等に基づいて市町村で行い、従業員ごとの個人住民税額を各市町村から通知しますので、その税額を毎月の給与から徴収（天引き）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただくことになります。

従業員の方については、特別徴収をすると、従業員一人ひとりがわざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。納め忘れにより延滞金がかかる心配もありません。

さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回なので従業員（納税義務者）の1回あたりの納税額が少なくてすみます。

Q
3

パートやアルバイトからも特別徴収されますか。

A
3

原則として、パート・アルバイト等を含むすべての方は特別徴収されます。

ただし、次のような場合は特別徴収できませんので、個別に事業者の方から各市町村の窓口へお申し出いただくことになります。

- A.受給者総人員（下記B～F該当者を除いた合計）が2名以下の事業所
- B.他の支払者から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている。
- C.毎月の給与支払額が少額で、個人住民税の月割額が給与天引きできない。
- D.給与の支払いが2か月に1回や年間4回など、不規則である。
- E.青色・白色申告を行う個人事業者から給与の支払いを受ける同一生計の親族
- F.退職者又は5月31日までに退職予定
- G.特別徴収実施のために電算システムの改修が必要な事業所

詳しくは、島根県税務課のホームページをごらんください。



島根県 特別徴収

検索

お問い合わせ先

| 団体名 | 担当課 | 電話番号 | 団体名 | 担当課 | 電話番号 | 団体名 | 担当課 | 電話番号 |
|--------|-------|--------------|-------|-------|--------------|-------|-------|--------------|
| ○松江市 | 市民税課 | 0852-55-5151 | ○浜田市 | 税務課 | 0855-25-9232 | ○出雲市 | 市民税課 | 0853-21-6898 |
| ○益田市 | 税務課 | 0856-31-0609 | ○大田市 | 税務課 | 0854-83-8022 | ○安来市 | 税務課 | 0854-23-3041 |
| ○江津市 | 税務課 | 0855-52-7931 | ○雲南市 | 税務課 | 0854-40-1034 | ○奥出雲町 | 税務課 | 0854-52-2671 |
| ○飯南町 | 住民課 | 0854-76-2213 | ○川本町 | 町民生活課 | 0855-72-0632 | ○美郷町 | 住民課 | 0855-75-1213 |
| ○邑南町 | 税務課 | 0855-95-1193 | ○津和野町 | 税務住民課 | 0856-74-0069 | ○吉賀町 | 税務住民課 | 0856-77-1113 |
| ○海士町 | 住民生活課 | 08514-2-0858 | ○西ノ島町 | 町民課 | 08514-6-0103 | ○知夫村 | 総務課 | 08514-8-2211 |
| ○隱岐の島町 | 税務課 | 08512-2-8574 | ○島根県 | 税務課 | 0852-22-6830 | | | |